

1. 内外政

▼大統領動向

- ・8日、ポロシェンコ大統領は、メルケル独首相と電話会談を実施。
- ・8日、第二次世界大戦終戦記念日「追憶と和解の日」記念行事が開催され、ポロシェンコ大統領が演説を実施。
- ・14日、ポロシェンコ大統領は、全報道機関対象の記者会見を実施。
- ・16、17日、ポロシェンコ大統領は、マルタを訪問し、コレイロ＝プレカ・マルタ大統領及びムスカット・マルタ首相等と会談。
- ・16日、ウクライナ大統領府は、ウクライナ独自のロシアの個人・法人に対する制裁の拡大に関する国家安全保障・国防会議(RNBO)の決定(4月28日付)を発効させる5月15日付大統領令を公表。
- ・17日、ポロシェンコ大統領は、ストラスブールを訪問し、欧州議会議長及び欧州理事会議長国マルタ代表による、ウクライナ国民へのEU査証免除適用に関する決定への署名式に参加。
- ・20日、ポロシェンコ大統領は、独を訪問し、メルケル独首相と会談。
- ・24日、ポロシェンコ大統領は、マクロン仏大統領及びトゥスク欧州理事会議長と各々電話会談を実施。
- ・25日、ポロシェンコ大統領は、トルドー加首相と電話会談を実施。
- ・30日、ポロシェンコ大統領は、同日オランダ上院においてEU・ウクライナ連合協定が批准されたことを受けて、歓迎のコメントを发出。

▼閣僚会議・最高会議等動向

- ・10日、訪米中のクリムキン外相は、トランプ米国大統領及びペンス米国副大統領と会談。
- ・14、15日、クリムキン外相は、ブリュッセルを訪問し、ヴァンチコフスキ・ポーランド外相主催の「ウクライナ・フレンズ・グループ」外相会合に参加。
- ・15、16日、フロイスマン首相は、イスラエルを訪問し、ネタニヤフ首相等と会談。
- ・22日、外務省は、北朝鮮による弾道ミサイル発射に関する非難声明を发出。

▼ドンバス情勢

- ・引き続きドンバス地方各地において停戦違反が継続。
- ・5日、ドネツク州被占領地域において、SMM女性要員が武装した人物に性的ハラスメントを受ける事案が発生。
- ・25日、第65回露所謂「人道車列」がウクライナ領へ進入。

▼ノルマンディ・フォーマット及び三者コンタクト・グループ動向

- ・15日、ミンスクにおいて三者コンタクト・グループ会合が開催。
- ・24日、ミンスクにおいて三者コンタクト・グループ会合が開催。
- ・30日、ベルリンにおいてノルマンディ・フォーマット外務次官級会合が開催。

▼クリミア情勢

- ・3日、欧州評議会閣僚代理会合がクリミア自治共和国及びセヴァストーポリ市の状況に関する決定を採択。

▼その他

- ・26、27日、G7タオルミーナ首脳会合が開催され、ウクライナ問題への言及を含む首脳コミュニケが発表。

2. 経済

▼市場動向・金融政策

- ・5月の中央銀行公式為替レートは、26.26-26.56UAH/USD。フリヴニャは対ドルで、安定した動き。
 - ・4月末時点での外貨準備高は、171.75億ドルとなり、前月比13.6%増加。
 - ・10日、中央銀行は、ホンタレヴァ中銀総裁の後任として、スモーリ中銀第一副総裁が中銀総裁代行を務めることを発表。
 - ・11日、IMFは、東部封鎖の影響を加味したウクライナの2017年GDP予測を+2.0%と想定。
 - ・12日、ダニリュク財務相は、新たな中銀総裁の任命は9月頃になる旨発言。
 - ・25日、中央銀行理事会は、政策金利を13%から12.5%に引き下げる旨発表。
 - ・25日、中銀は、①輸出入代金決済は、輸出入取引から120日以内に行わなければならないところ、180日以内に延長する、②海外投資家は、法人権の売却、法定資本の減少、ビジネス提携の撤退等による売却資金の海外送金を可能とする、③ウクライナ企業が融資を受け、国際金融機関により債務が保障されている場合、債務の繰り上げ返済を可能とする3つの外貨取引規制の緩和を発表。
 - ・30日、中銀は、①顧客が口座で10万ドル以上保有していた場合、外貨を購入することを禁止していたが、同禁止を撤廃する、②個人による非営利目的の海外送金を禁止していたが、今後、毎月15万フリヴニャまで海外送金を可能とする等の外貨取引規制の緩和を発表。
- ### ▼マクロ経済指標（国家統計局発表）
- ・4月末時点での失業率は1.4%、前月比0.1%減少。

- ・4月の消費者物価指数は、前月比0.9%増加。
- ・4月の鉱工業生産高は、前年同月比6.9%減少。
- ・4月の農業生産指数は、前年同月比1.2%増加。
- ・4月の建設業生産指数は、前年同月比7.4%増加。
- ・2017年第一四半期のGDPは前年同期比2.4%増加。

▼財政

- ・17日、閣僚会議は年金改革法案を採択し、国家改革評議会に送付。現状、支給要件期間が25年のところ、2018年以降、段階的に支給要件期間を35年に引き上げる等の内容が含まれる模様。
- ・24日、国家財産基金は、ミコライウ火力発電所の民営化を発表。7月12日にオークションが行われる予定であり、開始値は970億ドルに設定。
- ・26日、英高等法院は、ロシアに対するウクライナの30億ドルの債務につき、最終判決を延長した旨発表。

▼IMF

- ・16日ー26日、第4回レビューのためIMFミッション団がキエフを訪問。
- ・18日、スモリー中銀総裁代行は、IMFミッション団は年金、農地改革、反汚職裁判所及び国営銀行改革の4重要点分野につき、政府と協議している旨発言。

▼貿易・投資

- ・国家統計局の発表によると、1月ー3月の貿易赤字額は7億3,650万ドル。輸出額は103.73億ドルとなり前年同期比34.4%増加、同期輸入額は111.09億ドルとなり、前年同期比27.3%増加。対日輸出額は36.5%増加し、5,570万ドル。対日輸入額は42.6%増加し、1億4,020万ドル。
- ・5日、報道によれば、EUはウクライナ政府が汚職対策を継続することを条件に、DCFTAに関し更なる対ウクライナ貿易緩和の提案を検討中。
- ・14ー15日に北京で開催された一带一路の国際会議にウクライナからクービウ副首相兼経済発展・貿易相が参加。中国側からはウクライナの石炭鉱山の近代化、太陽光発電分野、原子力発電燃料分野などへの関心が示された。政府間では経済協力に関する委員会を今年中に開催することで合意。
- ・19日、報道によると、キエフ市行政府は China Road and Bridge Corporation や China Railway International Group を含む中国企業連合と、キエフ市北東に位置するトロイエシチナ地区の地下鉄建設に関して合意。
- ・19日、ロシアは、2014年に開始されたウクライナ政府による対露制裁(日用品、肉、魚、ワイン、ウォッカ、鉄道機械、肥料などの輸入禁止措置及び為替操作やロシア・メディアの入国禁止)につき協議するため WTO の紛争解決機関へ申請し、29日、ウクライナは協議を承諾。
- ・25日、民間資金GISプロジェクトにより、635台の三菱アウトランダー・プラグイン・ハイブリッド・電気自動車が入納され、

警察車両引き渡し式が開催された。

- ・26日、ウィーン訪問中のクービウ副首相兼経済発展・貿易相は、国際協力のための OPEC ファンドと投資促進及び保護を目的とした投資協定に署名。

▼エネルギー

- ・11日、閣僚会議は、2月16日に国家安全保障・国防会議(RNBO)により採択され、2度延長されたエネルギー安全保障にかかる決議を更に1ヵ月延長する旨決定。
- ・1月ー3月、露ガスプロム社はウクライナの被占領地域に11億立米のガスを供給(前年同期比11.5%増加)。
- ・25日、DTEK 社は、東部封鎖により無煙炭供給が不安定となったため、3月に南アフリカと無煙炭輸入を契約し、第一弾となる南アフリカからの無煙炭を積載した船がウクライナに到着した旨発表。
- ・31日、ストックホルム仲裁裁判所はナフトガス社及び露ガスプロム社へガス料金支払いに関する中間判決を発表し、露ガスプロム社からのテイク・オー・ペイ条項の適用の要求を退け、ナフトガス社からの市場価格を考慮したガスの契約価格の見直しの要求を認めた。

▼その他

- ・グローバル・オープン・データ・インデックス・ランキングで、ウクライナは94カ国中24位にランクイン。
- ・11日、欧州理事会は、ウクライナ国民へのEUに渡航する際の査証免除を採択。6月11日から発効。
- ・17日、ストラスブールにて、ポロシェンコ大統領は、ウクライナ国民へのEUに渡航する際の査証免除に関する署名式に出席。
- ・18日、フロイスマン首相は、キエフで開催された欧州ビジネス協会にて、2018年初めに金融警察を設立する旨発言。
- ・23日、クトヴィー農業政策・食料相は、辞任の意図を表明。
- ・24日、米務省の対外活動及び関連プログラムの案によると、米務省は、2018年予算の対ウクライナ支援額を2017年の6.67億ドルから2.03億ドルに減額する予定。
- ・31日、ステーツ情報政策相は、辞任の意図を表明。

3. 防衛

▼ムジェンコ参謀総長、NATO軍事委員会参謀長級会合に出席

- ・18日、ムジェンコ参謀総長は、ブリュッセルで行われたNATO軍事委員会参謀長級会合に出席。また、同マージンを利用して、欧州連合軍最高司令官やNATO軍事委員会委員長等と会談を実施。

▼ポルトラク国防相、サイバー防衛隊創設計画を発表

- ・24日、ポルトラク国防大臣は、ウクライナ軍にサイバー防衛隊を創設する計画である旨発表。ウクライナでは、国家保安庁(SBU)がサイバー関連政策・施策をリードしているため、軍のサイバー防衛隊は、その一関連機関として位置づ

けられる見込み。

(了)